

別表第4 表彰基準（社会福祉事業功労関係）

区 分	1 民間社会福祉事業施設等の長及び従事者	2 社会福祉事業団体関係者
種 別	知事表彰	知事表彰
表彰基準	<p>民間社会福祉事業施設等の長及び従事者としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 社会福祉事業施設等の長にあつては、原則として10年以上社会福祉事業施設等の長としてその業務に従事し、現に在職している者。</p> <p>3 社会福祉事業施設等の従事者にあつては、原則として15年以上にわたり社会福祉事業等に従事し、他の模範として認められる者であつて、現在なおその職務に従事している者。</p>	<p>社会福祉事業団体関係者としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 社会福祉事業団体役員等として、原則として過去10年以上社会福祉事業の発展に貢献し、現在なお活躍中の者。</p>
推薦調書	第1号様式	第2号様式
関係課	社会福祉関係課	社会福祉関係課

3 優良民間社会福祉施設及び団体	4 民生委員・児童委員及び主任児童委員	5 共同募金運動奉仕者及び団体
知事表彰	知事表彰	知事表彰
<p>民間社会福祉施設及び団体であって、その実績が他の模範であり、経営内容等も良好と認められるもので、次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著なものにあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 民間社会福祉施設及び団体として10年以上の事業経歴を有すること。</p>	<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員としてその職務に精励し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県社会福祉協議会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の在職期間が18年以上で、現に在職中の者。</p>	<p>共同募金運動奉仕者及び団体として率先して共同募金活動を行い、その活動が他の模範であると認められる者で次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県共同募金会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 共同募金運動推進のための奉仕者にあつては、過去15年以上にわたり活動を行い、現在も活躍中の者。</p> <p>3 共同募金運動の推進のための奉仕団体にあつては、過去10年以上にわたり活動を行い、現在も活躍中のもの。</p>
第3号様式	第4号様式	第5号様式(個人) 第6号様式(団体)
社会福祉関係課	厚政課・こども家庭課	厚政課

<p>6 ボランティア、ボランティアグループ等</p>	<p>7 里親</p>
<p>知事表彰</p>	<p>知事表彰</p>
<p>ボランティア及びボランティアグループであって、率先して活動を行い、その活動が他の模範となり次の各号に該当するもの。</p> <p>ただし、特に功績の顕著なものにあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長、やまぐち県民活動きらめき財団理事長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。 2 社会福祉事業を行うボランティアにあつては、原則として10年以上にわたり活動し、現在も活躍中である者。 3 社会福祉事業等を行うボランティアグループにあつては、過去10年以上にわたり活動し、現在も活動を継続中のもの。 4 社会福祉事業等の社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援を行っている企業、労働組合等の団体にあつては、過去10年以上にわたり活動し現在も活動を継続中のもの。 5 社会福祉事業等ボランティアを行う学校（過去にボランティア協力指定校であった学校を含む）にあつては、過去10年以上にわたり活動し現在も活躍を継続中のもの。 	<p>里親として児童を養育し、その功績が顕著であると認められる者で次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長、県社会福祉協議会 会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。 2 児童を10年以上養育している者（通算でも可）又は児童を6人以上養育した者（現に養育中のものを含む）。
<p>第7号様式（個人）・第8号様式（団体） 第9号様式（活動支援団体）・第10号様式（学校）</p>	<p>第11号様式</p>
<p>厚政課</p>	<p>こども家庭課</p>

8 障害克服更生者、更生援護功労者等	9 障害者スポーツ指導者	10 その他
知事表彰	知事表彰	知事表彰
<p>障害克服更生者及び更生援護功労者であって、障害の克服、自立更生やその援護活動を行い、その活動が他の模範となり次の各号に該当する者。</p> <p>ただし、特に功績の顕著な者にあつては、この限りでない。</p> <p>1 市町村長、県身体障害者団体連合会会長又はこれに準ずる者の表彰を受けていること。</p> <p>2 身体障害者で自らその障害を克服し、現在自立更生している者であつて、原則として、年齢が40歳以上の身体障害者手帳所持者。</p> <p>3 知的障害者で、自らその障害を克服し、現在自立更生している者であつて、原則として、年齢が40歳以上の療育手帳保持者。</p> <p>4 身体障害者及び知的障害者の更生援護事業を、個人にあつては原則として15年以上継続実施し、年齢が50歳以上の者。</p> <p>団体にあつては10年以上身体障害者及び知的障害者の更生援護事業を継続実施しているもの。</p>	<p>スポーツを通じた障害者の社会参加の促進のため、県内の障害者スポーツの発展に尽力・貢献し、その活動が他の模範となるものと認められる者であつて、地域のスポーツクラブ等で指導者や世話役として10年以上にわたり活動し、現在も活躍中である者。</p>	<p>多年にわたり本県社会福祉の振興、発展に寄与したものであつて、他の表彰事由に匹敵する功績があるもの。</p>
第12号様式（障害克服更生者） 第13号様式（更生援護功労者等）	第22号様式	第14号様式
障害者支援課	障害者支援課	社会福祉関係課

11 社会福祉事業功労知事感謝状

知事感謝状

本県社会福祉行政に積極的に協力し、又は社会福祉事業の振興育成に寄与したものであって、その功績が顕著であるもの。

第14号様式

社会福祉関係課